

# 改正土壌汚染対策法、 ここがポイント！



応用地質株式会社  
技術本部 技師長室

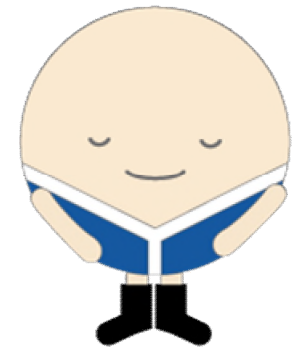
門間 聖子

# はじめに



本内容は、平成29年9月29日に開催された  
中央環境審議会土壌制度小委員会（第10回）  
で公表された資料に基づいております。

このため、最終的に改正される内容は、  
本日お話しするものとは異なる可能性がありますの  
で、ご了承下さい。





OYO  
6<sup>th</sup>  
Anniversary

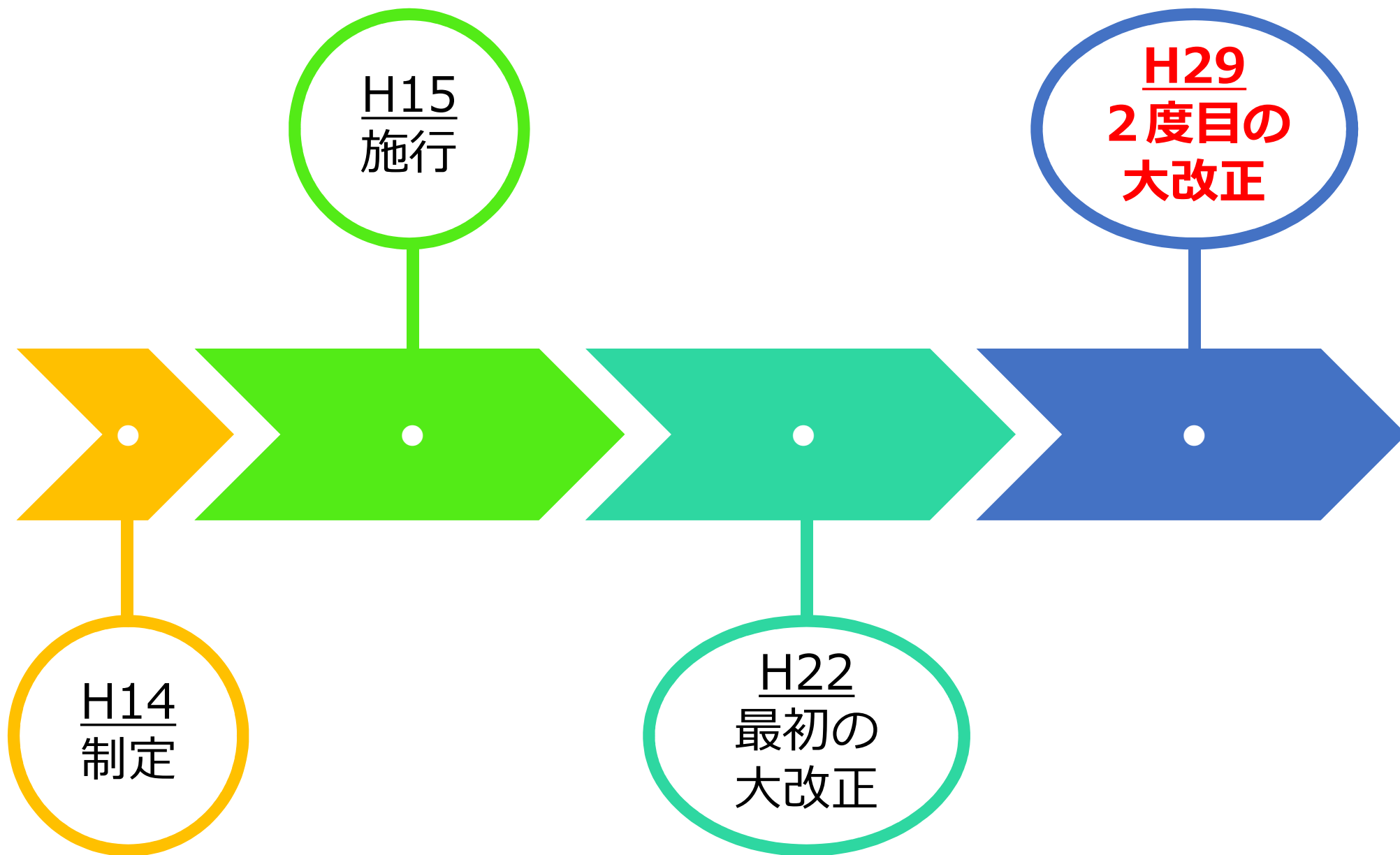
土壤汚染対策法

超

図解

3分でわかる土対法

# 制定と改正の経緯



# どういう時に調査が必要？



有害物質を使う  
施設の廃止時  
(第3条)

3,000m<sup>2</sup>以上  
の形質変更時※  
(第4条)



※調査命令が  
出た場合のみ

都道府県知事か  
らの調査命令  
(第5条)

区域指定の  
自主申請時  
(第14条)



# 指定区域の種類は？



汚染なし

区域指定なし

汚染あり

健康リスクなし

形質変更時要届出区域

人為的汚染

一般管理区域

自然的原因による汚染

自然由来  
特例区域

水面埋立  
用材料による汚染

S52/3/15以降に  
造成を開始した公有  
水面埋立地、干拓地

埋立地  
特例区域

工業専用地域またはそれ  
と同等に地下水飲用  
リスクのない公有水面  
埋立地、干拓地

埋立地  
管理区域

健康リスクあり

要措置区域



OYO  
6<sup>th</sup>  
Anniversary

改正の

3つ

のポイント



# ポイントその① スケジュール



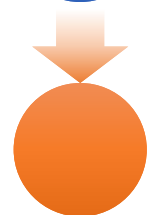
# 改正法が効力を発揮する日



2段階に分けて施行されます！

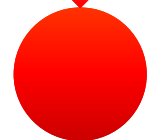


平成29年5月19日 : 公布



平成30年4月1日 : 第一段階施行

- ・ 調査結果を形質変更の届出に併せて提出する際の手続き
- ・ 「解除された区域の台帳」の追加
- ・ 指定調査機関に関する事項
- ・ 処理業の許可に関する事項（暴力団排除等）
- ・ 管理票や帳簿の電子化
- ・ 技術管理者証の更新の際の手続きの追加



平成31年5月19日まで : 第二段階施行

- ・ 上記以外の事項



## ポイントその② 第一段階の改正

**改正案の概要を土壌制度小委員会が了承  
→環境省で政省令案を作成**

# 事業者にかかわる改正

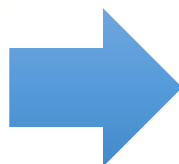


## 事業者の メリット

### 形質変更時の手続が迅速化！

- ・届出時に調査結果を添付できるので、調査命令発出有無の**審査時間が短縮**されます。

この土地に土壤汚染のおそれはあるのかな？



調査結果があるから  
すぐ判断できる！



←環境部局の担当者

### 解除された区域の台帳ができる！

- ・要措置区域等の**指定が解除された土地の台帳**ができるので、**調査等がされていない土地なのか、汚染があったが除去された土地なのか**が明らかになります。



土地購入時のリスクがよりわかりやすくなる！

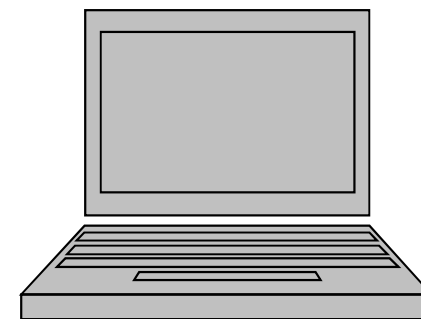
# 施工者にかかわる改正、その他



## 施工者の メリット

## 汚染土壌管理票の電子化OK！

- ・管理票を書面ではなく電磁的記録で保存できるので、取扱いが便利になります。



## その他の 事項

- ・土壤汚染調査技術管理者の登録期限は、試験に合格した日から1年→3年に延長されるので、合格時に経験年数が少なくても、経験年数を満たした段階で登録できるようになります。
- ・指定調査機関の変更届出が事後でもOKになります。  
(会社の組織変更後の届出ができるようになります。)
- ・技術管理者証の更新と内容変更が一度にできます。
- ・汚染土壌処理業の申請時に、申請者が暴力団員に該当しないことを証明する書類が必要になります。  
また、業の譲受、合併、分割、相続の手続きが定められます。



## ポイントその③ 第二段階の改正

土壌制度小委員会により**第二次答申**作成  
→環境省で政省令案を作成

**まだまだ変更される可能性あり！**

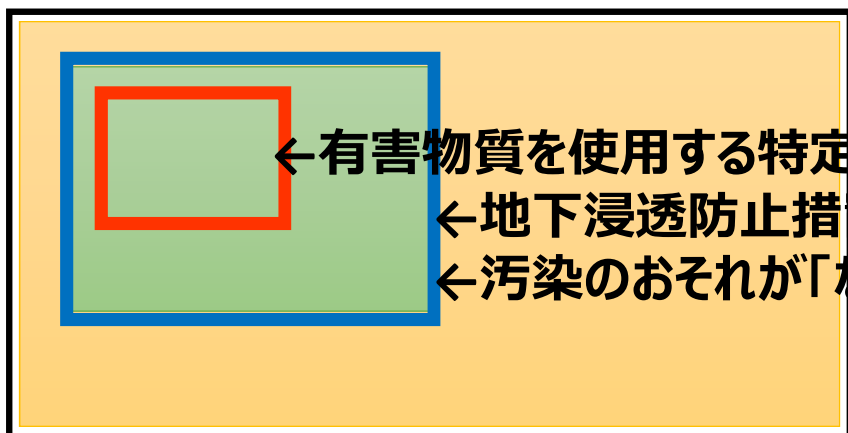
# 事業者にかかわる改正



## 事業者の メリット

## 地下浸透防止措置のある施設は汚染なし！

- ・破損や漏えいのおそれがないければ、「土壌汚染のおそれなし」とみなされます。



← 特定施設を廃止する事業場の敷地

← 汚染のおそれが「少ない」区画

← 有害物質を使用する特定施設

← 地下浸透防止措置範囲

← 汚染のおそれが「ない」と認められる土地 (試料採取・分析不要)

設備投資の甲斐があるね！



## 臨海部の工業専用地域に特例区域が！

- ・人への有害物質の摂取経路がなく、人為由来の汚染がない（埋立材由来か自然由来）土地は、「**臨海部特例区域**」に指定され、各種手続きが簡略化されます。

工事のたびに届出しなくていいんだ♪




# 事業者にかかわる改正



## 事業者の メリット

## 昭和52年3月15日以前の埋立地でも 埋立地特例区域にできる可能性が！

- ・ 次の条件を満たせば、通常なら埋立地管理区域となる昭和52年3月15日以前の埋立地でも、埋立地特例区域に指定できるようになります。



矢板での遮水ではなく  
地下水位低下が採用  
できて**施工費が億単位  
で安価に！**

- ①埋立地であり、汚染が埋立材由来
- ②シアンを除く重金属等のみの汚染  
(第二溶出量基準は超えない)
- ③廃棄物が埋め立てられていない

## 埋立地特例調査の地点数が減る！

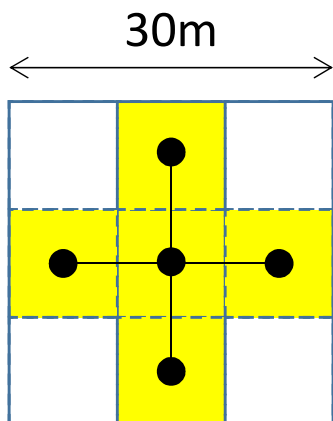
- ・ 全有害物質の試料採取地点が、30m格子の中心になります。
- ・ また、調査深度も埋立範囲の下端まででよくなります。

現在

改正後！

東京ドーム1個分の敷地に7mの埋立がされている場合、  
現在→260本×10m  
改正後→52本×7m

ボーリング費用  
約3600万円減！



# 事業者にかかわる改正

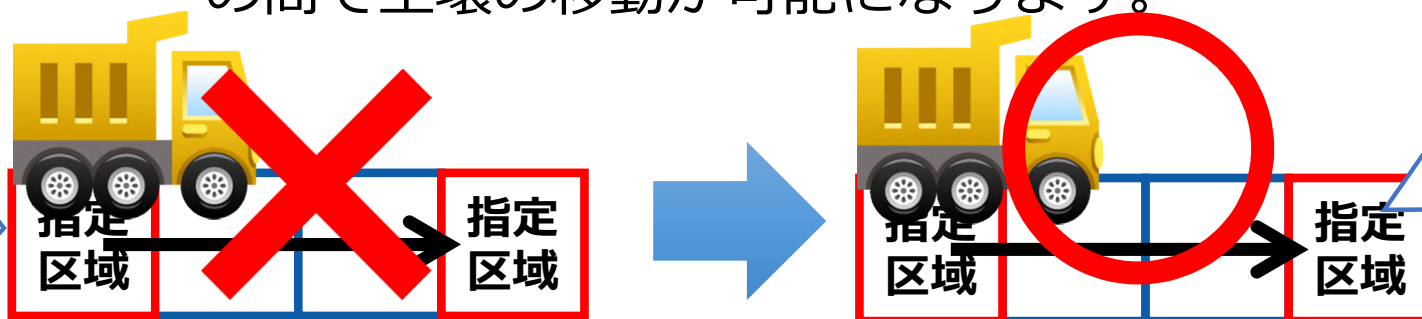


## 事業者の メリット

### 指定区域の飛び地間の土壌移動が可能に！

- 一つの事業場等の土地では、同じ契機での調査対象地内で、かつ運搬基準を守れば、飛び地状に指定された区域の間で土壌の移動が可能になります。

区域外搬出  
とみなされ、  
汚染土壌処  
理施設での  
処理が必要。



場内での処理  
も可能に。  
もちろんコスト  
も安価！

### 自然由来特例区域間、埋立地特例区域 間の土壌の搬出が可能に！

- 自然由来 → 同じ地質・汚染状態である場合  
埋立地 → 同一港湾内である場合  
に限り、特例区域間で土壌を搬出することが  
可能になります。



調査・対策費用が軽減されます！



# 事業者にかかわる改正



## 事業者の メリット

### 地下水への拡散防止措置が緩和！

- ・人為的な汚染のある区域での地下水への汚染拡散防止措置に、矢板等での遮水ではなく、地下水位を低下させて管理する方法が認められます。

大幅な  
施工費  
削減！



※有害物質が高濃度で存在したり、  
第二帯水層以深に汚染が及ぶ場合は対象外。

クマしいねえ  
所、なんも  
ねえべ！



### 都市計画区域外は形質変更の届出不要！

- ・3,000m<sup>2</sup>以上の形質変更であっても、都市計画区域外なら届出不要、調査命令が出されるおそれもなくなります。

### 形質変更時の調査は、掘削深度までに！

- ・形質変更時の調査対象とする深度は、「掘削深度 + 1 m」（最大10mまで）となります。

掘るところまで  
でいいんだ！



# 事業者にかかわる改正



## 事業者の メリット

## 認定調査がより簡易に！

- ・認定調査（指定区域から搬出する土壌を「シロ」とするための全項目分析）をする際、地歴調査で全物質の評価をした場合に限り、区域指定の原因となった汚染物質の分析だけが対象となります。

表層 1 m は良質土として搬出したい！



●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●

汚染のおそれ：  
鉛と砒素

現在：26項目(約25万円) ×30地点  
→約750万円！

改正後：2項目  
(約3.6万円)  
×30地点→  
約108万円

約640万円の低減！

# 事業者にかかわる改正

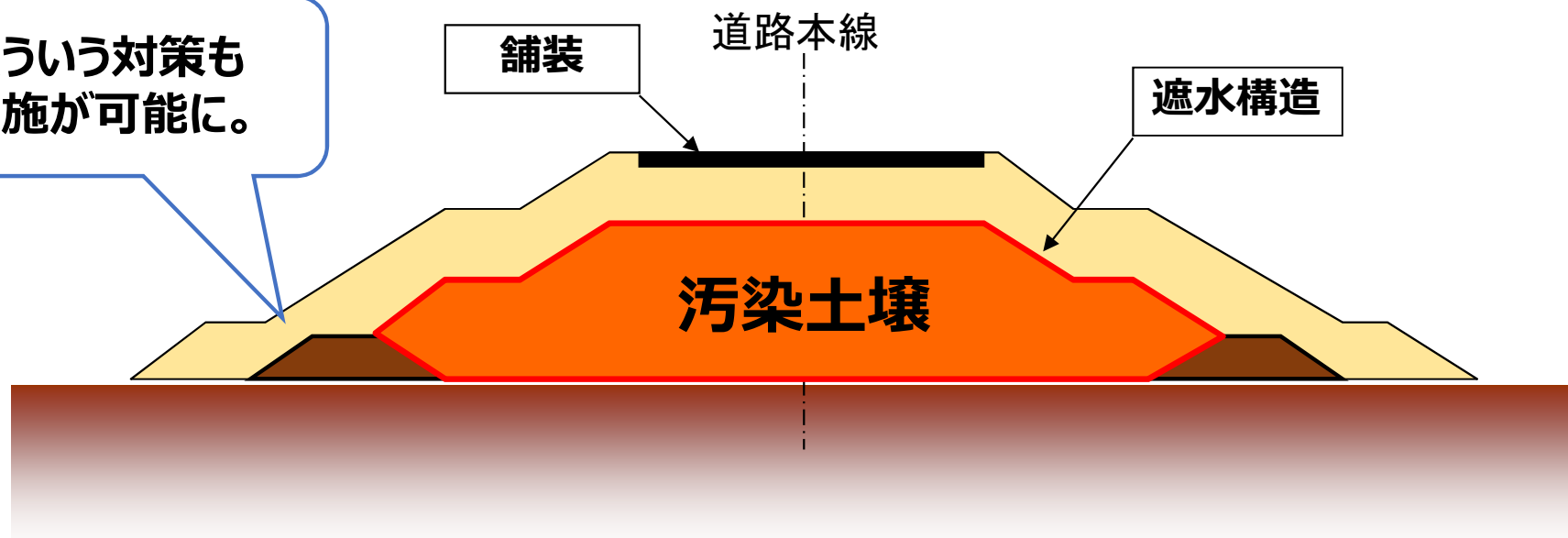


## 事業者の メリット

## 自然由来汚染土壌の工事への活用、 埋立材由来汚染土壌の海面埋立利用が 可能に！

- ・ **国や自治体の工事**では、都道府県知事との協議が成立すれば、処理業の許可を得たものとみなされ、盛土等の工事や海面埋立に活用することが可能になります。
- ※活用した箇所は形質変更時要届出区域に指定するなどして、必要に応じ管理が求められます。

こういう対策も  
実施が可能に。



# 事業者にかかわる改正



## 事業者の 負担

### 一時免除中や操業中の形質変更等に規制。

- ・ 現在対象となっていない次の土地について、  
10m<sup>2</sup>以上の形質変更や土壌搬出をする  
際は届出の対象になります。

- ① 一部の施設のみ廃止された土地
- ② 操業中の土地

前は免除だった  
のに...



### 要措置区域は計画・完了届と確認が必要に。

- ・ 現在、要措置区域の措置については措置の計画や完了報告  
の届出は不要ですが、改正後はそれらの届出や、完了時の  
都道府県等による確認が必要となります。

届出がいないから、  
適当に処理しちゃお♪





# 調査者・処理者にかかわる改正

## 調査者の負担

### 調査体制の強化

- ・技術管理者が土壤汚染状況調査等の中核としての責任を果たすよう、業務規定に役割を盛り込むことが義務付けられます。

まともな調査機関なら当然のことだけど・・・



## 処理者の負担

### 汚染土壤処理施設等に対する監督強化

- ・処理状況の報告の徹底、都道府県等による報告徴収・立入検査の強化が図られるほか、情報公開が促進されます。

しっかりと監督します！





# OYOの 「土壌汚染リーガルサポート」

蓄積したノウハウで  
的確なアドバイスを



改正法対応  
どうしたら..  
コストも  
抑えたい..

## 手続支援

法対応を考慮した  
工程の立案・環境部局との  
協議・打合せ対応を行います。

## リーガルサポート

サイト毎の施工計画を  
汚染拡散防止の施工計画書  
としてブラッシュアップ  
します。

## 施工監理支援

豊富な実績で  
土壌・地下水汚染対策に係る  
施工監理・モニタリングを  
支援します。



# 例えば、施工監理支援



## 第4条の区域指定解除は写真が命！

矢板に付着した汚染土は、剥ぎ落とさないで「汚染が残っている！」とみなされます。



矢板は単位区画の「外」に打設。

スケールの数字は、写真で確認できるように鮮明に撮影。



掘削底面も、きちんと均さないで「所定の深度まで除去していない！」とみなされます。

適切な工事完了写真が撮れるよう、アドバイスします！





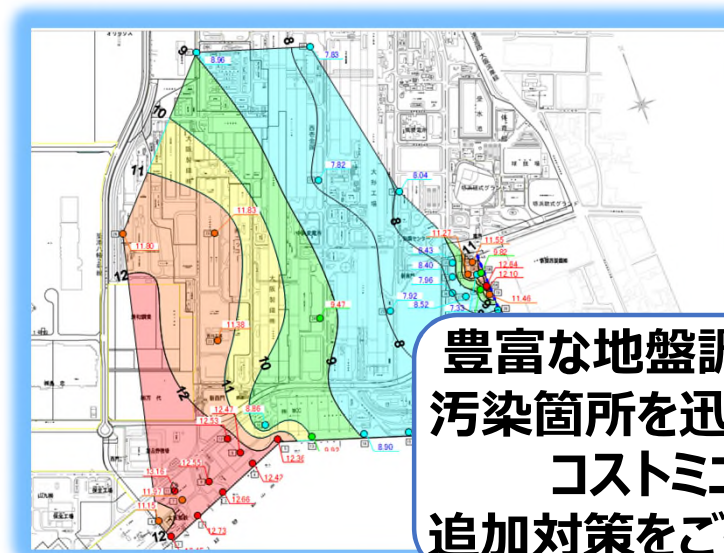
# 施工中のトラブルにも適切に対応！



OYO  
応用地質



新たな汚染が  
出てきた？



豊富な地盤調査経験から  
汚染箇所を迅速に特定し、  
コストミнимムな  
追加対策をご提案します！



# 土壌汚染、全てお任せ下さい



地盤状況を理解  
した汚染調査

確実な指定解除に  
向けた施工監理



対策前後の煩雑な  
法対応の支援

法対応を含めた  
調査・対策計画

OYO  
応用地質

ご清聴ありがとうございました。  
Thank you for your attention.

